

東京都立秋留台高等学校管理運営規程

2秋留台高第81号

令和2年4月1日

校長 決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立秋留台高等学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

1 部

教務部、生活指導部、進路指導部、総務保健部、自立活動部を置く。なお、生活指導部内に学校いじめ対策委員会をサポートする学校サポートチームを設置する。

2 学年

第一学年、第二学年及び第三学年を置く。

3 学科

普通科を置く。

4 教科

(1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、商業の各教科を置く。

(2) 次の教科に教科主任を置く。

国語、社会(地理歴史・公民)、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

5 企画調整会議 学校運営に関する意見交換、教育活動の視察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域・社会との連携について助言する。

6 職員会議

7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

8 委員会

教科書選定委員会、安全衛生委員会、学校開放委員会、学校保健委員会、食物アレルギー対応委員会、省エネ委員会、ホームページ管理運営委員会、選考委員会、採点委員会、学校安全委員会、学校危機管理委員会、業者選定委員会、防災教育推進委員会、学校いじめ対策委員会、学力向上委員会(教育課程委員会)、AL・UD委員会、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会、生徒相談委員会、ICT委員会、OJT委員会、図書選定委員会、高校生手帳検討委員会、サービス事故防止委員会、「学びの基盤」プロジェクト委員会、判定委員会

9 東京都立秋留台高等学校運営連絡協議会

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、経理、庶務及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任とする。ただし、校長が認めた場合は、他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月二回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関

する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 確認テスト及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書及び補助教材の選定に関すること。
- (7) 教科の予算に関すること。
- (8) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (9) 教科指導の向上に必要なOJTに関すること。
- (10) その他、組織的な教科指導等において校長が特に必要と認めること。

3 構成員

同一教科のすべての常勤及び非常勤の教員とする。

4 開催

年間計画に基づく教科会を定期に開催する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

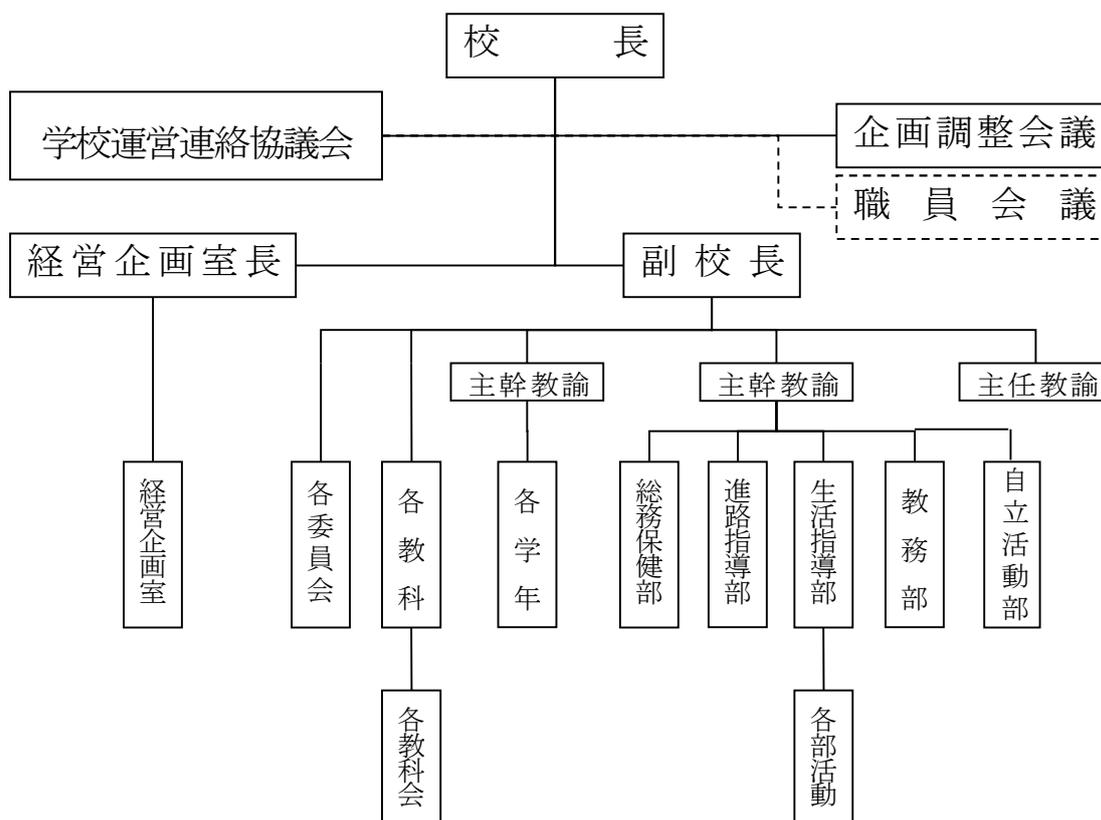
5 召集

教科会は、教科主任が召集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、予算調整会議で決定し、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

第19 付記

平成14年 4月 1日改正（委員会組織の変更）

平成15年 4月 1日改正（主幹職の導入、校務分掌組織の変更、企画調整会議の役割の明確化）

平成17年 4月 1日改正（教科情報の導入）

平成18年 2月 1日改正（個人情報保護管理委員会の設置）

平成18年 4月 3日改正（事務室を経営企画室、事務長を経営企画室長、経理担当係長を企画管理担当係長と変更）

平成19年 4月 2日改正（部活動の指導を追加）

平成20年 4月 1日改正（主幹教諭を追加）

平成21年 4月 1日改正（校務分掌組織の変更、主任教諭・主任養護教諭を追加）

平成22年12月15日改正（情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項を追加）

平成24年 4月 2日改正（校務分掌組織の変更、防災教育推進委員会の設置）

平成25年 4月 1日改正（校務分掌組織の変更、生活指導委員会・将来構想委員会及び学カスタンダード委員会の設置）

平成25年12月24日改正（教科主任の任命及び教科会の設置）

平成26年 4月 1日改正（校務分掌組織の変更、部活動の位置付、学校サポートチーム）

平成27年 4月 1日改正（設置委員会の変更）

平成28年 4月 1日改正（設置委員会の追加）

平成29年 4月 1日改正（設置委員会の追加）

平成30年 4月 1日改正（自立活動部の追加、設置委員会の追加・廃止）

平成31年 4月 1日改正（設置委員会の追加・廃止）

令和 2年 4月 1日改正（設置委員会の変更）

附 則

この規程は、平成11年01月01日から施行する。

この規程は、平成14年04月01日から施行する。

この規程は、平成15年04月01日から施行する。
この規程は、平成17年04月01日から施行する。
この規程は、平成18年02月01日から施行する。
この規程は、平成18年04月03日から施行する。
この規程は、平成19年04月02日から施行する。
この規程は、平成20年04月01日から施行する。
この規程は、平成21年04月01日から施行する。
この規程は、平成22年12月15日から施行する。
この規程は、平成24年04月02日から施行する。
この規程は、平成25年04月01日から施行する。
この規程は、平成25年12月24日から施行する。
この規程は、平成26年04月01日から施行する。
この規程は、平成27年04月01日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。